

## 担保法制の見直しに関する連合の基本的な考え方

## I. 結論

労働者保護の観点から、倒産時等における労働債権の保護を確実にほかるため、以下の考え方を基本として審議会に臨むこととする。

- 担保制度の見直しにおいては、未払賃金立替払事業等の他の制度への波及についても課題として検討すべきである
- 2003年に成立した「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」の衆参両院の附帯決議を踏まえ、倒産時における労働債権確保のため、その他の債権との調整について検討の場を設けるべきである
- とりわけ賃金は労働者の生活を支える重要な債権であることから、債権の優先順位を検討するにあたっては、労働債権の優先順位を引き上げるべきである。  
なお、今後法制審における論点整理の際には、改めて個別論点に対する連合の考えを示す。

## II. 背景

- 2003年の民法および民事執行法改正により、倒産時における労働債権の先取特権の範囲や対象となる労働者の範囲は拡大されたものの、労働債権の順位については見直しが行われなかった。
- 上記法改正における衆参両法務委員会では、倒産時の労働債権と他の債権との優先順位について検討を進め、所要の見直しを行うこと、IL0173号条約（労働者債権保護条約）の早期批准に努めることを含む内容の附帯が決議された。
- 労働債権については、債務者の財産について優先的に弁済権を付与される一般先取特権があるとはいえ、租税債権や社会保障債権、担保債権より優先される順位が低いため、倒産などの場面において、実際には労働債権を確保できないことが多い。
- 2018年の「骨太の方針」および2019年の成長戦略フォローアップにおいて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討する」と明記されており、現在、法制審議会担保法制部会において、担保法制の見直しが行われている。
- 担保法制の見直しにより、中小企業の事業資金確保につながる側面はあるものの、動産等に包括的に担保が設定されると、業績悪化の際、担保回収のために貸し剥がしが行われる懸念や、従業員から見た企業の健全性が見えにくくなる可能性がある。
- また、動産や債権に対する担保は民法上規定がないが、譲渡担保等として判例法理によりルールが蓄積されてきている。判例に委ねられた解釈が法規定になることは、予見可能性を高め、運用におけるルールの明確化につながる。
- しかし、債権確保において一般債権者の保護が十分に図られていない中であって、

担保の範囲が拡大されれば、結果として労働債権の引き当て財産が減少する懸念があるため、労働者保護の観点から慎重に検討すべき。

### Ⅲ. 今後の取り組み

- 法制審議会担保法制部会における意見反映
- 外部組織との連携も含めた担保法制見直しにおける課題の周知
- 論点整理の際には、改めて個別の論点に対する連合の考え方を示す

### Ⅳ. 参考

- 民法（先取特権）

#### 第 303 条（先取特権の内容）

先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

#### 第 306 条（一般の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

1 共益の費用 2 雇用関係 3 葬式の費用 4 日用品の供給

#### 第 308 条（雇用関係の先取特権）

雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。

#### 第 329 条（一般の先取特権の順位）

一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第 306 条各号に掲げる順序に従う。

- 附帯決議

#### 衆議院法務委員会（関連部分のみ抜粋）

7. 倒産時における賃金債権、退職金債権等の労働債権、担保付債権、租税債権、公課債権等の各種の債権の優先順位について検討を進め、所要の見直しを行うこと。

#### 参議院法務委員会（関連部分のみ抜粋）

8. 倒産時における労働債権と他の債権との調整について、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえて検討し、所要の見直しを行うこと。また、ILO173号条約について早期に批准するよう努めること。

- ILO173 号条約（使用者の支払不能の場合における労働債権の保護に関する条約）

【概要】労働債権は、他の債権者や国の社会保障制度の請求権に優先して支払われる。この優先権に含まれるものは、少なくとも

1. 支払不能または解雇の前3カ月を下回らない所定期間中の賃金債権
2. 支払不能または雇用の終了の年とその前年中に就労により発生した有給休暇債権
3. 支払不能または雇用の終了の前3カ月を下回らない所定期間中の他の有給欠勤債権、及び雇用の終了に伴う解職手当

以 上